

犯罪被害者の支援

1 犯罪被害者の支援に関する問題点

犯罪被害者支援の必要性が社会的に認識されてから、四半世紀が経過し、様々な取組が行われてきたものの、未だに犯罪被害者支援に関しては、問題が山積しているのが実情である。そのなかでも特に重要な問題とされている 5 項目について、2017（平成 29）年 10 月 6 日の第 60 回日弁連人権擁護大会において、国及び地方公共団体に対して必要な措置をとるよう宣言している。具体的には、①犯罪被害者が民事訴訟等を通じて迅速かつ確実に損害の賠償を受けられるよう、損害回復の実効性を確保するための必要な措置をとること、②犯罪被害者等補償法を制定して、犯罪被害者に対する経済的支援を充実させるとともに、手続的な負担を軽減する施策を講じること、③犯罪被害者の誰もが、事件発生直後から弁護士による充実した法的支援を受けられるよう、公費による被害者支援弁護士制度を創設すること、④性犯罪・性暴力被害者のための病院拠点型ワンストップ支援センターを、都道府県に最低 1 か所は設立し、全面的な財政的支援を行うこと、⑤全ての地方公共団体において、地域の状況に応じた犯罪被害者支援施策を実施するための、犯罪被害者支援条例を制定することの 5 つである。

さらに、国内で一元的な支援の提供を可能とするためには、犯罪被害者庁の創設が必要であることを指摘している。

2 この 1 年の動き

上記 5 つの問題に対して継続的な働きかけを行われているが、この 1 年でいえば、「犯罪被害者等支援弁護士制度」の運用開始に向けた協議・働きかけと、第 5 次犯罪被害者等基本計画策定に関する協議・働きかけ、豊島区の犯罪被害者支援条例制定への働きかけの 3 つが注目されるべきと考える。

(1) 犯罪被害者等支援弁護士制度について

第 60 回人権擁護大会における「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」後も日弁連は、2019（令和元）年 11 月 22 日付け「国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入を求める意見書」を公表するなどして、国に対し、国費による犯罪被害者支援弁護士制度の導入を積極的に働きかけるとともに、法制審議会に委員を推薦するなどしてきたが、2024（令和 6）年 4 月 18 日に成立した「犯罪被害者等支援弁護士制度創設に係る総合法律支援法の一部を改正する法律」により、犯罪被害者等支援弁護士制度として、その一部が実現することになった。この制度は、これまで日弁連が行ってきた、被害直後等の犯罪被害者や遺族の法的支援を行う犯罪被害者法律援助事業（いわゆる委託援助事業）の一部本来事業化であって、ひとつの成果である。

上記法律の制定時においては、対象となる被害者の範囲を定める「政令で定める罪」及び「政令で定める程度の被害」が積み残しとなっており、また、制度の具体的運用についても定まっていなかった。

そのため、法務省や法テラスとの協議を通じて、できるだけ多くの被害者が当該制度を利用できるように働きかけをしてきたものの、2025（令和 7）年 9 月 5 日に閣議決定された「総合法律支援法施行令の一部を改正する政令」及び「総合法律支援法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令」では、①故意の犯罪行為により人を死亡させた罪の被害者等（殺人、傷害致死、強盗致死、危険運転致死等）②刑法における一定の性犯罪等の被害者等（不同意性交等、不同意わいせつ等）③故意の犯罪行為により人を負傷

させた罪により治療期間が3か月以上又は一定の後遺障害（後遺障害等級第14級以上）の被害を受けた場合における当該犯罪行為の被害者等

に限定され（総合法律支援法施行令第十条の二）、現在行われている日弁連の委託援助事業よりも対象となる被害者が狭くなってしまっている。そのため、現在の日弁連の委託援助事業は、新制度から漏れ落ちてしまった被害者のためにその範囲で存続することになった。これについては今後も引き続き、政令を改定してより多くの被害者が利用できるよう働きかけていく必要がある。

また、同制度は、上記政令により、施行期日である令和8年1月13日以降に発生した犯罪の被害者を対象とすることになったが、この新制度自体の認知度が高いとは言えず、また、新制度について説明するEラーニングもようやく視聴できるようになったばかりであり、早急に新制度についての広報に力を入れる必要がある。

(2) 第5次犯罪被害者等基本計画に対する働きかけ

犯罪被害者等基本法第8条により、政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画を定めなければならないとされ、現在は2021(令和3)年4月1日から2026(令和8)年3月31日を計画期間とする「第4次犯罪被害者等基本計画」が実施されている。

2026(令和8)年4月1日以降を対象とする第5次犯罪被害者等基本計画の策定に向けて、令和6年から開催されている基本計画策定・推進専門委員等会議に、日弁連被害者委員会の委員が当該会議の委員として参加し、その委員をバックアップする形で、被害者のためにより良い基本計画となるよう働きかけてきた。基本計画案骨子が公表され、パブリックコメントの募集がなされたが、日弁連は、2025(令和7)年11月20日に「第5次犯罪被害者等基本計画（案）」に対する意見書を取りまとめ、同月21日付けで警察庁において実施しているパブリックコメントへの意見として提出している。

(3) 地方自治体における犯罪被害者支援の促進

市区町村（基礎自治体）は、第一に犯罪被害者支援の窓口となる存在と考えられているが、東京都内においても、被害者支援に積極的な中野区や杉並区と、消極的な自治体との間では格差が生じてしまっていた。これまで、東弁犯罪被害者支援委員会では、犯罪被害者支援条例の必要性や犯罪被害者の加害者に対する損害賠償債権を譲渡することを条件とした立替金の支給など総合的な犯罪被害者支援の条例を定めた兵庫県明石市や、海外で犯罪被害に遭った住民への一時金支給を定める茨城県潮来市などの先進的な条例の情報発信の必要性を訴え、これまで、有志により大田区長、港区区議、豊島区区議に陳情にいくなどの活動を行ってきた。

2025(令和7)年4月1日には世田谷区で、同年7月31日には豊島区で犯罪被害者支援条例が制定された。豊島区の例でいえば、遺族支援金（30万円）、遺族子育て支援金（18歳以下の子一人につき30万円）、重傷病支援金（10万円）、性犯罪被害者支援金（10万円）といった経済的支援、及び、配食サービス、家事等支援サービス、育児等支援サービス、居住支援費用助成（転居費用・居宅清掃費用・一時宿泊費用）、弁護士相談費用助成、カウンセリング費用助成、性犯罪被害者支援費用助成といった日常生活支援を要綱で定めており、全国的に見ても相当充実した内容となっている。

今後も、都内市区町に被害者支援条例制定の輪が広がるように必要性や先進的な条例の情報提供活動をしていく必要がある。

3 今後の対応

上記3点以外にも、行政が犯罪被害者のために賠償金を一時的に立替支払いし、行政が加害者に求償していく制度の創設に向けて、外部団体との協力の模索、自動車危険運転罪の改正についての法制審議会への参加、侮辱罪の法定刑引き上げ3年後見直しの検討会への参加など様々な活動を行っているが被害者支援の拡充はまだ道半ばである。

現在、日弁連被害者支援委員会においては、被害者庁創設の必要性を改めて訴えていくために、2017年人権擁護大会で宣言から10年の節目を迎える2027(令和9)年の人権擁護大会で、10年間の動向も踏まえた上で、再び、日弁連として、被害者庁創設を訴えるために準備を始めている。

以上